

23 監査公表第 13 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 23 年 9 月 8 日

福岡市監査委員	おばた	久	弥
同	川	辺	敦
同	石	井	幸
同	大	松	健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象、区分、範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局等、区分、対象期間及び実施期間

ア 総務企画局

(事務監査)	対象期間	平成22年5月から同23年5月まで
	実施期間	平成23年5月11日から同年5月31日まで
(工事監査)	対象期間	平成21年4月から同23年3月まで
	実施期間	(対象工事無し)

イ 財政局

(事務監査)	対象期間	平成22年5月から同23年5月まで
	実施期間	平成23年5月9日から同年5月25日まで
(工事監査)	対象期間	平成21年4月から同23年3月まで
	実施期間	平成23年5月2日から同年6月15日まで

ウ 環境局

(事務監査)	対象期間	平成22年5月から同23年5月まで
	実施期間	平成23年5月11日から同年5月30日まで
(工事監査)	対象期間	平成21年4月から同23年3月まで
	実施期間	平成23年5月2日から同年6月15日まで

エ 港湾局

(事務監査)	対象期間	平成22年5月から同23年6月まで
	実施期間	平成23年5月11日から同年6月3日まで

オ 消防局

(事務監査)	対象期間	平成22年5月から同23年5月まで
	実施期間	平成23年5月9日から同年5月27日まで
(工事監査)	対象期間	平成21年4月から同23年3月まで
	実施期間	平成23年5月2日から同年6月15日まで

カ 交通局

(事務監査)	対象期間	平成22年5月から同23年5月まで
	実施期間	平成23年5月9日から同年5月27日まで

キ 監査事務局

(事務監査)	対象期間	平成22年5月から同23年5月まで
--------	------	-------------------

実施期間 平成23年 5月12日

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表4までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

なお、工事監査においては、対象となる工事がなため実施しなかった。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 総務企画局

契約事務について適正な契約関係書類を作成するよう注意を求めるもの

契約関係書類については、福岡市契約事務規則等に則り適正に作成しなければならない。しかしながら、平成23年度「ハウスクリーニング等業務委託」の契約事務において、本来であれば契約の相手方が記載した契約関係書類(見積書、請求書等)を徴しなければならないが、白地の契約関係書類を徴して契約の相手方が記載すべき事項を職員が記載しており、不適切な事務処理となっていた。

今後、契約事務に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。

(国際課長(国際交流担当))

イ 財政局

(ア) 物品の発注について適正な契約事務手続きを行うよう注意を求めるもの

物品の発注に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な契約手続きを行わなければならない。しかしながら、平成22年度「青写真焼付他」外3件の物品購入契約事務において、発注内容と相違した品名、単価、数量が記載された見積書を徴し、それに基づいて契約を行い、同内容の成果品と異なる納品書を徴したうえ、同内容を確認しないまま検査完了と認めて代金を支出していた。本来は、発注内容と見積書等の内容を照合確認すべきであったが、この確認が行われておらず、不適切な事務処理となっていた。

今後、物品の発注に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約事務手続きを行われたい。

(アセットマネジメント推進課)

(イ) 委託料の支出について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの(出資団体関連)

財団法人福岡市施設整備公社に委託している平成21年度「市有建築物等の保全業務等委託契約」において、同公社は委託料の概算払を受け、施工業者に工事を発注しており、工事代金は工事完了後すみやかに施工業者に支払い、出納閉鎖期間内に精算を行わなければならない。しかしながら、同契約に係る「福岡市立障がい者スポーツセンターエレベーター戸閉安全装置取替工事」について、同公社において、台帳管理システムへのデータ入力を失念したことから工事の完了が把握され

ず、施工業者に工事代金が年度内に支払われていなかった。その結果、当該工事代金分が支払われないまま同公社との精算を行ったため、平成21年度に同公社に支払うべき委託料について平成22年度予算で支払いを行う過年度支出が発生していた。

今後、委託料の支出に当たっては、適正な事務処理を行うよう同公社を指導するとともに、再発防止のため当該課におけるチェック体制を整備されたい。

(アセットマネジメント推進課)

ウ 環境局

(ア) 旅行命令及び旅費支給について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

職員が公務のため旅行する場合は、旅行命令権者である所属長は、旅行命令等を出し、その職員に対し旅費を支給しなければならない。しかしながら、平成22年度において、市外出張させていたにもかかわらず、旅行命令書を作成せず、旅費の支給も行われないうちとなっていた。

旅行命令及び旅費支給については、福岡市職員等旅費支給条例等に則り適正な事務処理を行われたい。

(産業廃棄物指導課)

(イ) 物品の管理について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

職員が物品を使用するときは、その使用に係る物品について、保管責任を負い、その保管又は使用する物品を亡失したときは、直ちに物品管理者に報告するとともに、物品亡失報告書により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。また、物品管理者は、使用中の物品について、その用途及び使用状況等を随時点検しなければならない。しかしながら、平成22年度の物品の管理において、備品のデジタルカメラを現場写真の撮影中に誤って池の中に落とし、紛失していたにもかかわらず、使用責任者は物品管理者への報告及び市長への届出を行っていなかった。

物品の管理については、福岡市会計規則等に則り適正な事務処理を行われたい。

(クリーンパーク・東部)

エ 港湾局

特に指摘する事項はなかった。

オ 消防局

特に指摘する事項はなかった。

カ 交通局

特に指摘する事項はなかった。

キ 監査事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今回は、「原課で行う物品購入契約事務の適正執行について」をテーマとして監査を実施した。

ア 総務企画局

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政局

特に指摘する事項はなかった。

ウ 環境局

特に指摘する事項はなかった。

エ 港湾局

特に指摘する事項はなかった。

オ 消防局

契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
随意契約を行うときは、契約の性質または目的等により契約の相手方が特定される場合を除き、2以上の者から見積書を徴しなければならない。しかしながら、平成22年度「書架単体型天地6段外3件」の備品購入契約事務において、1者に2者分の見積書を提出させ、適正な見積合わせを行っていなかった。

今後、見積書を徴するときは、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。

(職員課)

カ 交通局
特に指摘する事項はなかった。

キ 監査事務局
特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 財政局

委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
委託契約を適正に行うべきもの

市庁舎設備運転・監視業務委託 [No. 1]

(契約金額 8,106 万円)

本委託は、市庁舎の設備運転、監視を対象とする業務であり、契約の方法は特命随意契約としていた。

その根拠法令は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としているが、特命随意契約とする理由が示されていないにもかかわらず、財政局通知「警備及び清掃委託に係る契約事務等について」による警備委託の契約方法を準用し特命随意契約としていた。

財政局通知では、警備委託の契約方法を準用できるのは、警備を含む委託であり、警備を含まない本委託に準用することは不適切であった。

今後は、適正な委託契約に努められたい。

(公有財産課)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

イ 環境局

(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 水替費の積算を適正に行うべきもの

市道名子4416号線道路改良工事 [No. 1]

(契約金額 7,372 万 500 円)

本工事の函渠工(4000mm×4900mm)の積算において、当初設計では水替費は計上していなかったが、床掘後湧水が生じたため排水ポンプ運転による水替費を増額変更した。水替日数の算定においては、湧水の影響が及ばない函渠工上部の作業に対しても水替の対象としていた。さらに、排水方法を作業時排水とすべきところ誤って常時排水としていた。その結果、過大な積算となっていた。
今後は、適正な積算を図られたい。

(管理課)

B 盛土材運搬土量の積算を適正に行うべきもの

東部(伏谷)埋立場場内整備工事 [No. 2]

(契約金額 8,301 万 8,250 円)

本工事の盛土材運搬には運搬距離 1.0 km 以下、運搬距離 0.3 km 以下の2種類

がある。本工事の積算において、それぞれの盛土材運搬土量を 3,920 m³、634 m³計上しているが、3,920 m³には運搬距離 0.3 km以下の 634 m³が含まれており二重計上となっていた。その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算を図りたい。

(施設課)

- (イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
業務内容の明示を適正に行うべきもの

(A) 西部資源化センター運転業務委託 [No. 16]

(契約金額 1 億 3,255 万 8,300 円)

本委託は、西部資源化センターの破碎選別等の運転業務及び保守点検整備である。

設計において、時間外手当等(通常業務・年末対策)が計上されているが、そのうち通常業務に係る時間外手当の業務内容が契約図書に明示されていなかった。また、時間外手当の業務内容及び時間数が把握されていなかった。

時間外手当に係る実態を把握するとともに、その必要性を明確にし、業務委託の適正化を図りたい。

(西部工場)

(B) 臨海工場焼却炉、ボイラー・タービン等運転業務委託 [No. 17]

(契約金額 2 億 9,295 万円)

本委託は、臨海工場の焼却炉、ボイラー及びタービン等の運転及び清掃業務である。

設計において、時間外手当等(通常業務・年末対策)が計上されているが、そのうち通常業務に係る時間外手当の業務内容が契約図書に明示されていなかった。また、時間外手当の業務内容及び時間数が把握されていなかった。

時間外手当に係る実態を把握するとともに、その必要性を明確にし、業務委託の適正化を図りたい。

(臨海工場)

※ [] 内の数字は、「別表3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

ウ 消防局

特に指摘する事項はなかった。

別表 1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局 等	監査実施対象	
総務企画局	行政部	法制課，情報システム課
	企画調整部	企画課長(5)，都市交流推進室
	国際部	国際課長(3)
	人事部	職員厚生課
	職員研修センター	副所長
財政局	財政部	公有財産課
	税務部	税制課，納税企画課，課税企画課，特別徴収課，法人課税課
	技術監理部	技術企画課，技術監理課，検査課
	アセットマネジメント推進部	アセットマネジメント推進課，課長(事業手法等検討推進)，施設建設課，設備課

環境局	環境政策部	総務課
	温暖化対策部	環境調整課
	循環型社会推進部	家庭ごみ対策課，産業廃棄物指導課，環境事業所
	施設部	管理課，工場整備課，施設課，臨海工場，クリーンパーク・東部
港湾局	総務部	総務課，客船事務所
	港湾振興部	港湾管理課，振興課，誘致促進課
	建設部	補償課，港湾土木第2課
	アイランドシティ経営計画部	事業管理課，事業計画課
	アイランドシティ事業推進部	企業誘致課，立地促進課，事業調整課
消防局	総務部	職員課，消防学校
	警防部	警防課，救急課
	予防部	指導課
	東消防署	予防課，警備課
	博多消防署	予防課，警備課
	中央消防署	予防課，警備課
	南消防署	予防課，警備課
交通局	総務部	経営企画課，営業課
	運輸部	乗客サービス課（天神南管区駅含む），橋本乗務事務所
	施設部	施設課，橋本保守事務所，姪浜車両工場
	鉄道土木部	計画課
監査事務局	次長	第1課，第2課，第3課

別表 2

財政局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工事名	契約金額	工期
1	市庁舎設備運転・監視業務委託	81,060,000 円	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
2	早良区保健福祉センター空調設備改良工事	42,511,350 円	平成22年9月25日から平成22年12月20日まで

別表 3

環境局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工事名	契約金額	工期
1	市道名子4416号線道路改良工事	73,720,500 円	平成21年10月21日から平成22年3月15日まで
2	東部（伏谷）埋立場場内整備工事	83,018,250 円	平成21年5月28日から平成22年2月22日まで
3	東部（伏谷）埋立場第5区画法面工事（その2）	20,511,750 円	平成21年7月23日から平成22年3月15日まで

4	東部（伏谷）埋立場第4区画整備工事（その6）	162,631,350 円	平成22年8月18日から 平成23年3月28日まで
5	廃棄物埋立場周辺環境水質調査研究委託	14,700,000 円	平成22年4月24日から 平成23年3月30日まで
6	久山グランドゴルフ場管理等委託	11,392,500 円	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
7	西部工場外2箇所除草委託	6,142,500 円	平成22年6月11日から 平成22年10月31日まで
8	中部中継所投入棟、煙突外壁修理	13,719,300 円	平成21年10月23日から 平成22年1月30日まで
9	西部工場管理棟北、西面他外壁修理	15,942,150 円	平成22年11月18日から 平成23年2月28日まで
10	西部工場焼却設備改良工事	479,850,000 円	平成21年4月17日から 平成22年3月15日まで
11	西部汚水処理場今津2系電気設備改修工事	67,200,000 円	平成22年11月27日から 平成23年3月15日まで
12	中部中継所業務等委託	112,665,000 円	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
13	緑のリサイクルセンター運転等業務委託	161,394,660 円	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
14	南部工場焼却炉定期修理	270,001,200 円	平成22年10月7日から 平成23年3月15日まで
15	南部工場焼却炉内等点検委託	44,415,000 円	平成22年4月28日から 平成23年3月15日まで
16	西部資源化センター運転業務委託	132,558,300 円	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
17	臨海工場焼却炉、ボイラー・タービン等運転業務委託	292,950,000 円	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
18	平成22年度臨海工場消防設備保守委託	6,457,500 円	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
19	空調衛生設備保守点検業務委託	8,358,000 円	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

別表 4

消防局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	博多区立花寺2丁目地内防火水槽設置工事	7,122,150 円	平成22年8月25日から 平成22年12月2日まで
2	東消防団香椎分団車庫移転改築工事	35,457,450 円	平成22年6月18日から 平成22年12月10日まで
3	消防本部庁舎管理業務委託	48,636,000 円	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
4	消防指令管制情報システム設備更新工事	519,750,000 円	平成22年6月24日から 平成23年3月15日まで